

一般社団法人 日本UAS産業振興協議会 会則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本UAS産業振興協議会（以下「本会」という）の定款に基づき、会員に関する事項を規定する。

(会員)

第2条 本規則で会員とは、無人航空機システム（UAS）の、民生分野における積極的な利活用を推進する熱意をもち、本会の目的及びその事業に賛同し、本規則を承認し、入会を申し込んだ団体及び個人のうち、本会が入会を認めた者をいう。

(会員の種別)

第3条 会員は、「正会員」、「準会員」、「賛助会員」、「公共会員」に区分する。

2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人または団体とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
3. 準会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
4. 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会した団体とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
5. 公共会員とは、本会の目的に賛同して入会した公益団体、学校、自治体、政府機関とする。

(会員サービス)

第4条 会員は、本会が発行するニュースレターを購読することができる。

2. 会員は、本会が主催するセミナー・講演会等の参加費の割引を受けることができる。
3. 会員は、本会が主催するビジネスマッチングに参加することができる。
4. 正会員は、本会の総会に出席し、議決（個人・団体ともに1会員1票）に参加することができる。
5. 正会員は、本会の役員を選挙し、また、役員に選挙されることができる。
6. 正会員は、本会が設置する委員会・研究会等に参加することができる。
7. 賛助会員は、本会が設置する一部の委員会・研究会に参加することができる。
8. 正会員（個人）及び準会員は、本協議会が発行する証明証を取得することができます。
9. 正会員（団体）又は 賛助会員は、JUIDA 団体保険に加入することができます。
10. 正会員（個人）又は準会員のうち個人事業主である方は、JUIDA 団体保険に加入することができます。

11. 正会員（団体）又は 賛助会員は、JUIDA 認定スクールに申し込むことができます。

（費用の負担）

第5条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

（入会）

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の手続きによる申し込みを行い、理事会にて審査、承認を受けることとする。

（会費）

第7条 会員は、次の入会金（非課税）、年会費（非課税）を本会に納めなければならない。

- | | | | | |
|-------------|-----|-----------|-----|-----------|
| (1) 正会員（個人） | 入会金 | 50,000 円 | 年会費 | 10,000 円 |
| (2) 正会員（団体） | 入会金 | 100,000 円 | 年会費 | 120,000 円 |
| (3) 準会員※ | 入会金 | 5,000 円 | 年会費 | 5,000 円 |

（※学生は、入会金を免除する。）

- | | | | | |
|----------|--------------|----------|-----|--------------|
| (4) 賛助会員 | 入会金 | 50,000 円 | 年会費 | 1 口 50,000 円 |
| (5) 公共会員 | 入会金及び年会費（免除） | | | |

2. 前項にかかわらず、初年度の年会費については、以下の通りとする。

- (1) 入会申請日が 4 月 1 日から 6 月 30 日までは、正規の年会費の満額
- (2) 入会申請日が 7 月 1 日から 9 月 30 日までは、正規の年会費の 3/4
- (3) 入会申請日が 10 月 1 日から 12 月 31 日までは、正規の年会費の半額
- (4) 入会申請日が 1 月 1 日から 3 月 31 日までは、正規の年会費の 1/4

3. 入会の期日から 6 ヶ月を経過する日までに所定の会費が納付されない場合は、理事会の議を経て入会の承諾を取り消す。

（会費の納入）

第8条 会費の納入は年 1 回とし、1 年分を前納するものとする。ただし、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。

（退会）

第9条 会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

(4) 第 6 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員が同意したとき。

3. 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、理事全員一致の決議により、会員を退会させることができる。

4. 会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。但し、会員がその資格を喪失しても、本会に既に納入した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

(会員名簿)

第 10 条 本会に会員の氏名及び住所等連絡先を記載した会員名簿を備える。

2. 会員が死亡、解散し、退会したものとみなされ、または登録の取り消しを受けるときは、その者を会員名簿から除くものとする。

(会員に対する通知等)

第 11 条 会員に対する通知または書面の送達は、次の方法による。

(1) 本会のホームページ

(2) 会員名簿に記載された会員のメールアドレスまたは住所地

(届出事項の変更)

第 12 条 会員は、本会に届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の方法により届け出ることとする。

2. 前項の届出がないために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(規則の改定)

第 13 条 本規則の改廃は理事会の決議によって行う。

附 則

この会則は令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

平成 26 年 8 月 27 日 制定

平成 30 年 6 月 6 日 改定

令和 3 年 3 月 26 日 改定